平成２７年（フ）第６７号
埼玉県本庄市児玉町高関179番地１　ケアセンター早稲田の森、住民票上の住所埼玉県熊谷市三本1844番地
債務者　渡部　篤夫
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６５号
千葉県四街道市鹿渡949番地11　ロイヤル熊ケ谷105
債務者　林田　明美
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８４号
千葉県成田市郷部1239番地　ひまわりハイツＡ203
債務者　野尻　康子
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３６号
川崎市高津区上作延146番地　溝の口コーポラス309、前住所川崎市高津区溝口６丁目22番10―302号　パティオ玉川
債務者　粉川　聡子
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
川崎市中原区木月４丁目９番37号　弥栄荘105、前住所青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字下川原７番地３
債務者　工藤　悦子
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
川崎市宮前区野川2245番地　県営住宅12―401
債務者　佐藤多惠子（旧姓宮崎）
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
川崎市川崎区中瀬２丁目11番５―303号　栗好マンション
債務者　大山　カノ
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
川崎市川崎区藤崎４丁目33番８―305号　ウィンベル・ソロ川崎第11
債務者　山本　裕子（旧姓平林）
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
川崎市川崎区四谷上町６番６号　グレース和泉202
債務者　玉城　綾乃（旧姓堤）
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
川崎市川崎区富士見１丁目４番９号
債務者　知念　　武
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
川崎市高津区久末2035番地　ハイム久末１―302
債務者　星　　修吉
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
川崎市川崎区貝塚１丁目６番４号　宮田荘東２号室
債務者　松本　和之
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
静岡県掛川市細谷723番地の３　サンフラワーⅡ―101号
債務者　岩科　健志
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
高知市平和町37番地　小高坂三ノ丸市住80号
債務者　西川　　太
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７５号
高知市南久万18番地７
債務者　福永　久信
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２２６号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―1507号
債務者　小林　育恵
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部